

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月24日

【会社名】 兼松エレクトロニクス株式会社

【英訳名】 KANEMATSU ELECTRONICS LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 酒井 峰夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋2丁目13番10号

【電話番号】 (03)5250-6801 (代表)

【事務連絡者氏名】 人事総務部 総務課長 山川 直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋2丁目13番10号

【電話番号】 (03) 5250-6801 (代表)

【事務連絡者氏名】 人事総務部 総務課長 山川 直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月17日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月17日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款を以下の通り一部変更するものです。

(下線は変更部分を示しております)

旧 定 款	新 定 款
第1章 総 則	第1章 総 則
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. 監査等委員会
3. 監査役会	(削 除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。</u>
(新 設)	2. <u>前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の定員)	(取締役の定員)
第19条 当社に <u>取締役20名以内を置く。</u>	第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、20名以内とする。
(新 設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は株主総会において選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は、累積投票によらない。	3. 取締役の選任は、累積投票によらない。
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、 <u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

旧 定 款	新 定 款
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 前項の取締役に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知および決議) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 2. 前項の通知は<u>取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。</u> 3. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 4. 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の招集通知および決議) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役にに対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 2. 前項の通知は<u>取締役全員の同意があるときは、これを省略することができる。</u> 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第25条(条文省略)</p> <p>(議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</u> 2. 第24条第4項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>第26条(現行どおり)</p> <p>(議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</u> 2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>

旧 定 款	新 定 款
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の定員) 第29条 当会社に監査役 4 名以内を置く。</p> <p>(監査役の選任) 第30条 監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知および決議) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 2. 前項の通知は監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。 3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規定) 第33条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会で定める監査役会規定による。</p> <p>(議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</p> <p>(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 第37条～第38条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 第39条～第42条(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会 (削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知および決議) 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 2. 前項の通知は監査等委員全員の同意があるときは、これを省略することができる。 3. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規定) 第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規定による。</p> <p>(議事録) 第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 第34条～第35条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 第36条～第39条(現行どおり)</p>

- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第1号議案が承認され、当社は監査等委員会設置会社となり、酒井峰夫、菊川泰宏、戸田克則、渡辺亮、原田修一、鈴木勝人、谷川薫、作山信好を監査等委員を除く取締役に選任するものであります。
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第1号議案が承認され、当社は監査等委員会設置会社となり、高橋薫、栗林信介、市村和雄、加藤研一を監査等委員である取締役に選任するものであります。
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第1号議案が承認され、監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300,000千円とすること、および各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものであります。
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第1号議案が承認され、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額700,000千円とすること、および各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員会である取締役の協議によるものとするものであります。
- 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
退任監査役森則之に對し、在任中の功勞に報いるため、当社一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈するものであります。また、当社は役員報酬制度の見直しを行い、平成28年3月25日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本總會終結の時をもって廃止することを決議しており、第2号議案が承認され重任された取締役5名に對し、本總會終結の時までの在任期間をもとに、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することとし、その具体的な金額、方法等は、取締役会に一任、支給の時期は各氏の退任時とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個) (注1)	反対数(個)	棄権数(個) (注2)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注3)
第1号議案 定款一部変更の件	241,621	1,650	49	(注4)	可決(99.30%)
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件				(注5)	
1. 酒井 峰夫	237,740	5,531	49		可決(97.71%)
2. 菊川 泰宏	240,577	2,694	49		可決(98.87%)
3. 戸田 克則	240,777	2,494	49		可決(98.95%)
4. 渡辺 亮	240,778	2,493	49		可決(98.96%)
5. 原田 修一	240,772	2,499	49		可決(98.95%)
6. 鈴木 勝人	240,756	2,515	49		可決(98.95%)
7. 谷川 薫	240,699	2,572	49		可決(98.92%)
8. 作山 信好	240,648	2,623	49		可決(98.90%)
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件				(注5)	
1. 高橋 薫	240,636	2,634	49		可決(98.90%)
2. 栗林 信介	240,947	2,323	49		可決(99.03%)
3. 市村 和雄	240,897	379	49		可決(99.00%)
4. 加藤 研一	240,977	2,293	49		可決(99.04%)
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	242,328	878	114	(注6)	可決(99.59%)
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	242,341	865	114	(注6)	可決(99.60%)
第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	224,089	19,182	49	(注6)	可決(92.10%)

(注1) 賛成数は「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計したものです。

(注2) 棄権は「棄権の意思表示のあるもの」に限ります。

(注3) 賛成の割合は議決権行使合計数に対する割合です。

(注4) 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(注5) 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(注6) 出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書により行使された議決権数と当日出席し行使した、当社役員および当社が確認した議決権数(代理権行使含む。)の合計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したためです。

以上